

特定技能外国人受入モデル企業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 外国人が地域とつながりを深めながら、孤立することなく安心して生活し働くことができる環境の形成を図るため、特定技能外国人の円滑な受入や職場定着に必要な環境整備に取り組む県内の中小企業等に対して、予算の範囲内で特定技能外国人受入モデル企業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、県内に主たる事業所を有する者。
- (2) 特定技能外国人を受け入れている又は受入れを予定していること。
- (3) 特定技能2号の輩出を目指していること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者。

ア 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員等

イ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、別表1に掲げるものとする。

- (1) 特定技能1号及び特定技能2号取得に必要な技能試験等に要する経費
- (2) 特定技能1号から特定技能2号へのステップアップへの支援に要する経費

- (3) 特定技能1号又は技能実習生の日本語能力の向上につながる取組に要する経費
- (4) 特定技能1号又は技能実習生が地域との交流を図る取組に要する経費
- (5) 特定技能1号又は技能実習生が日本文化や県内の歴史・自然等の体験に要する経費
- (6) 特定技能外国人を受け入れるための住居等の環境整備に要する経費
- (7) 特定技能外国人を受け入れるための手続き等に要する経費
- (8) 特定技能外国人を受け入れるための組織体制の整備に要する経費
- (9) 特定技能外国人を受け入れるための送り出し機関・国等への調査に関する渡航費
- (10) その他知事が必要と認める経費

(補助金額)

第4条 補助金の額及び補助上限額は、補助対象経費の総額の4分の3とし、300万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記様式第1号によるものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 企業概要書（別記様式第1号別紙1）
- (2) 事業計画書（別記様式第1号別紙2）
- (3) 収支予算書（別記様式第1号別紙3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する金額を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、補助金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第2号の1）により、補助対象者に通知するものとする。

2 適当でないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（別記様式第2号の2）により、補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ、別記様式第3号による事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。また、事業変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - ①事業変更計画書（別記様式第3号別紙1）
 - ②変更収支予算書（別記様式第3号別紙2）
 - ③その他知事が必要と認める書類
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記様式第4号による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 災害等により、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他、規則、この要綱の定めに従うこと。

(状況報告)

第8条 補助事業の遂行状況の報告については、交付決定時に指定するものとし、その他、知事が必要と認めるときは、補助事業者に対して、報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月10日のいずれか早い日とする。ただし、提出期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その直前の開庁日を提出期限とする。

2 前項の補助事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第5号別紙1）
- (2) 収支精算書（別記様式第5号別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第 11 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定ののち、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 6 号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 12 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他知事が不相当と認めるとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとし、当該返還を命じた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した加算金を徴するものとする。

3 前項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 知事は前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(立入検査等)

第 13 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 補助事業者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第 14 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して 10 年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

(財産の管理等)

第 15 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第 7 号による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、第 9 条に規定する報告書に取得財産等管理台帳の写しを添付しなけれ

ばならない。

(財産の処分の制限)

- 第16条 取得財産等のうち、規則第22条第2号及び第3号に規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（税抜）の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第8号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他必要な事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

経費区分	経費の内容
報償費	講師の謝金等
旅費	講師の交通費・宿泊費、送り出し機関等の調査に係る渡航費等
需用費	印刷費、消耗品費、材料費、技能の習得又は研修等のために支出した費用 住居等の改築経費（形状を変えない小修繕に要するもの）
委託費	事業実施に係る委託費（工事の設計に係る経費は除く。）
工事請負費	住居等の改築経費（形状、構造等を変更する修繕に要するもの）等
備品購入費	購入価格 10 万円以上の物品購入費
その他	その他知事が特に必要と認める経費

別表 2（第 7 条関係）

区分	軽微な変更の内容
経費の配分の変更	<ul style="list-style-type: none">・ 補助対象経費全体の 20 パーセント以内の減少となる変更を行う場合・ 別表 1 に掲げる経費区分の相互間において、50 万円未満の補助対象経費を流用する場合
事業の内容の変更	第 7 条の規定により提出する事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合